

議案第72号

東京二十三区清掃協議会規約の変更について
上記の議案を提出する。

平成24年11月19日

提出者 杉並区長 田 中 良

東京二十三区清掃協議会規約の変更について
東京二十三区清掃協議会規約（平成12年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

協議会は、関係団体の事務のうち、次に掲げる事務を管理し及び執行する。

- (1) 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなった事務を除く。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

東京二十三区清掃協議会の規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

東京二十三区清掃協議会規約新旧対照表

新 規 約	旧 規 約
(協議会の担任する事務)	(協議会の担任する事務)
第3条 <u>協議会は、関係団体の事務のうち、次に掲げる事務を管理し及び執行する。</u>	第3条 <u>協議会は、関係団体の事務のうち、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務を管理し及び</u>
(1) <u>廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなった事務を除く。</u>	<u>執行する。ただし、関係団体により管理し及び執行することとなった事務を除く。</u>
(2) <u>一般廃棄物処理業の許可に関する事務及び浄化槽清掃業の許可に関する事務</u>	
2 略	2 略